

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）
- 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）
- 日本国憲法（抄）
- 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）
- 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正後】（抄）
- 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び総合区並びに都の特別区をいう。

3 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。

4 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、総務大臣が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいう。

（新聞広告公営費等）

第十一条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の新聞広告、政見放送及び経歴放送、選挙運動用自動車の使用、通常葉書の作成、ビラの作成、選挙事務所の立札及び看板の類の作成、選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類の作成、ポスターの作成並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費は、総務大臣が定める。

（日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費）

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたって行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたって行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

(交付)

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、同項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議が調つた場合には、百分の五を超える額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合には、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

(選挙人の意義)

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする。

2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」として、同項の規定を適用する。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（参議院合同選挙区選挙管理委員会）

- 第五条の六 二の都道府県の区域を区域とする参議院（選挙区選出）議員の選挙区内の当該二の都道府県（以下「合同選挙区都道府県」という。）は、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置くものとする。
- 2 19 「略」

（在外選挙人名簿）

第三十条の二 「略」

2 「略」

- 3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。
- 5 「略」

（在外選挙人名簿の記載事項等）

- 第三十条の三 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（選挙人が第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等の記載（前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2・3 「略」

（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 第三十条の五 年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時にけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿に関する事務について当該申請をする者の住所を管轄する領事官（当該領事官を経由して当該申請をすることが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この章において同じ。）を経由してしなければならない。

- 3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

日以後速やかに、第一項の規定による申請書にその申請をした者に係る前条第一項に定める在外選挙人名簿に登録される資格（次条第一項及び第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録資格」という。）に関する意見を付して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に送付しなければならぬ。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該申請の時の属する日

二 当該申請の時の属する日が当該申請書に当該領事官の管轄区域内に住所を有することとなつた日として記載された日から三箇月を経過していない場合 当該記載された日から三箇月を経過した日

4 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日まで、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5・6 [略]

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

（投票所の告示）

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)

第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

2 [略]

(投票所における投票)

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第四十五条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

2 投票用紙の様式は、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(投票の記載事項及び投函)

第四十六条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等(第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙については、選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者(第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。)一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等(同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

4 [略]

(代理投票)

第四十八条 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める職務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に收容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

5 [略]

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

<p>第三十九条</p>	<p>市役所</p>	<p>選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所</p>
<p>第四十条第一項</p>	<p>午前七時</p>	<p>午前八時三十分</p>
<p>第四十条第二項</p>	<p>選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないこと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。</p>	<p>次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p>通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ</p>	<p>通知しなければ</p>
<p>から少くとも五日前に、投票所</p>	<p>の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、</p>	

第四十一条第二項	投票所	期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 〔略〕

(選挙人の確認及び投票の拒否)

第五十条 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならぬ。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前二項と同様とする。

(投票所に入出し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。)は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ること

により生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあることを認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。

3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認められた者についても、前項本文と同様とする。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第五十九条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第六十条 投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる。

(各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置)

第二百六十二条 選挙に関する次に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一 選挙人名簿の調製に要する費用

二 点字器の調整に要する費用

三 削除

四 第六百六十七条の規定による選挙公報の発行に要する費用

五 第九十二条の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一 投票の用紙及び封筒、第四十九条第一項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用

二 選挙事務のため参議院合同選挙区選挙管理委員会並びに都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用

三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第九項の規定により行われる送信に要する費用

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製並びに在外選挙人証の交付に要する費用

四の三 第四十九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に関する費用

- 五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用
- 五の二 第三百三十一条第三項の規定による標札に要する費用
- 五の三 第四百四十一条第五項及び第六百六十四条の二第二項の規定による表示に要する費用
- 五の四 第四百四十一条第七項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用
- 六 第四百四十二条第一項の規定による通常葉書の費用並びに同条第十項の規定による通常葉書及びビラの作成に要する費用
- 六の二 第四百四十三条第十四項の規定による立札及び看板の類並びにポスターの作成に要する費用
- 七 第四百四十四条の二の規定による掲示場の設置に要する費用
- 八 第四百四十九条の規定による新聞広告に要する費用
- 九 第四百五十条及び第五百五十一条の規定による放送に要する費用
- 十 第四百六十一条の規定による個人演説会のための施設（設備を含む。）、第六百六十四条の五の規定による標旗並びに第六百四十一条の二及び第六百六十四条の七の規定による腕章に関する費用
- 十の二 第六百六十四条の二第六項の規定による立札及び看板の類の作成に要する費用
- 十一 第七百七十五条の規定による掲示に要する費用
- 十二 第七百七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用

○日本国憲法（抄）

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）

第五十一条（費用） 審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（転出届）

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

○国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正後】（抄）

（寒冷地手当の支給）

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員及び同法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。次条において「支給対象職員」という。）に対しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員

別表（第一条、第二条関係）

地域の区分	地域
一級地	<p>北海道のうち</p> <p>旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市 歌志内市 深川市 富良野市</p> <p>後志総合振興局管内のうち</p> <p>虻田郡のうち京極町及び倶知安町 余市郡のうち赤井川村</p> <p>空知総合振興局管内のうち</p> <p>空知郡のうち上砂川町 雨竜郡のうち妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町</p> <p>上川総合振興局管内</p> <p>宗谷総合振興局管内のうち</p> <p>枝幸郡のうち中頓別町</p> <p>オホーツク総合振興局管内のうち</p> <p>網走郡 常呂郡 紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町及び西興部村</p> <p>十勝総合振興局管内のうち</p> <p>河東郡 河西郡 広尾郡のうち大樹町 中川郡 足寄郡</p> <p>釧路総合振興局管内のうち</p> <p>川上郡 阿寒郡</p>

二級地	三級地
<p>北海道のうち</p> <p>札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市 紋別市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内のうち 松前郡 上磯郡のうち 知内町 二海郡 山越郡 檜山振興局管内のうち 瀬棚郡 久遠郡 後志総合振興局管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町、真狩村、留寿都村及び喜茂別町 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち南幌町及び奈井江町 夕張郡 樺戸郡 雨竜郡のうち雨竜町 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町及び枝幸町 天塩郡 礼文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡 紋別郡のうち興部町及び雄武町 胆振総合振興局管内のうち 虻田郡 有珠郡 勇払郡 日高振興局管内のうち 沙流郡 十勝総合振興局管内のうち 上川郡 広尾郡のうち広尾町 十勝郡 釧路総合振興局管内のうち 釧路郡 厚岸郡 白糠郡 根室振興局管内</p>	<p>北海道のうち</p> <p>函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 北斗市 渡島総合振興局管内のうち 上磯郡のうち木古内町 亀田郡 茅部郡</p>

	四級地
<p> 檜山振興局管内のうち 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 胆振総合振興局管内のうち 白老郡 日高振興局管内のうち 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡 </p>	<p> 青森県のうち 青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 東津軽郡のうち今別町、蓬田村及び外ヶ浜町 北津軽郡 上北郡 下北郡 三戸郡 岩手県のうち 盛岡市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村 及び普代村 九戸郡 二戸郡 宮城県のうち 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 秋田県のうち 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡 山形県のうち 山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡 福島県のうち 会津若松市 喜多方市 田村市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡のうち西郷村 東白川郡のうち鮫川村 石川郡のうち平田村及び古殿町 田村郡 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村 群馬県のうち 沼田市 多野郡のうち上野村 吾妻郡のうち長野原町、嬭恋村、草津町及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町 新潟県のうち 長岡市 三条市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡 </p>

	<p>福井県のうち 勝山市 今立郡 山梨県のうち 富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡 長野県のうち 松本市 上田市 諏訪市 須坂市 小諸市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡のうち小海町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村 北佐久郡 小県 郡 諏訪郡 上伊那郡のうち辰野町 下伊那郡のうち平谷村、根羽村、売木村及び大鹿村 木曾 郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町 東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡 のうち高山村 下高井郡 上水内郡 下水内郡 岐阜県のうち 高山市 飛騨市 大野郡 島根県のうち 飯石郡 岡山県のうち 真庭郡</p>
備考	<p>この表に掲げる名称は、令和六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。</p>

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官
- 七の三 大臣補佐官
- 七の四 デジタル監
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
- 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
- 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
- 十二 日本学士院会員
- 十二の二 日本学術会議会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員

- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。
- ⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。
- ⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。
- ⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）
第六十条の二 「略」

- ② 前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。
- ③・④ 「略」